

芦屋シーサイドテニス規約

この規約（以下「本規約」という）は、生活協同組合コープこうべ(以下「コープこうべ」という)が、芦屋シーサイドテニスにおいて、時間貸コート、会員制クラブ運営等のサービスを円滑に提供するために必要な事項を定めるものです。

この規約に定めのない事項は、利用のご案内や館内諸規則に記載するルールによります。

第1章 総則

第1条（名称）

本施設は生活協同組合コープこうべ芦屋シーサイドテニス（以下当施設という）と称します。

第2条（目的）

当施設はテニスを通じて組合員およびその家族、ならびに職員の健康増進と相互の親睦を深めるとともに、スポーツ振興を図ることを目的とします。

第3条（事業）

当施設は前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 時間貸コートの運営
- (2) 会員制クラブの運営
- (3) テニススクールの運営
- (4) クラブ内大会ならびにオープン競技会の開催
- (5) テニス協会公認の公式競技会の開催
- (6) 組合員相互の親睦を図る事業
- (7) その他目的達成に必要な事業

第4条（事務局）

当施設の事務局は、芦屋市潮見町 31 番 3 号芦屋シーサイドテニス内に置きます。

第5条（営業休日）

当施設の営業休日は、次のとおりとします。

毎週火曜日（祝日を除く）、12月31日～1月2日

ただし、災害、施設の改修・修繕等のやむを得ない事情や、当施設の都合により、休日の変更、または一時休業を行うことがあります。なお、休日の変更や一時休業は、原則として、当施設のホームページに掲載する等の方法により、事前にお知らせしますが、事情により事前にお知らせすることができないことがあります。

第6条（営業時間）

当施設の営業時間は原則として午前9時から午後9時までとします。

第7条（利用制限）

当施設は組合員テニス大会および各種大会の開催等の場合は施設の利用を制限することがあります。

第8条（当施設の閉鎖）

次の各号の一に該当する場合、コープこうべは当施設を閉鎖することがあります。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となった場合
- (2) 災害その他により施設の被害が大きく運営が不可能となった場合
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化その他やむを得ない事由が発生した場合

2 前項の事由により当施設を閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、6カ月前までに告知するものとします。

第2章 時間貸コート

第9条（時間貸コート）

コープこうべの組合員およびその家族、ならびにコープこうべの職員は、本規約ならびに当施設が定める諸規則を遵守することに同意のうえ、当施設の時間貸コートを利用することができます。

第10条（利用方法）

時間貸コートの利用希望者は、あらかじめ事務局の定めた貸コートについて、利用希望日、時間帯等を事務局と確認し、予約のうえ利用することとします。

施設利用料金その他については別に利用のご案内で定めます。

第3章 会員制クラブ

第11条（会員制クラブ）

当施設に会員制クラブを設置します。組合員は、第15条の手続きにより会員となることで、会員料金で当施設を利用することができます。

- 2 会員資格の有効期間は、年会員は入会月から1年間、半年会員は入会月から半年間です。
- 3 会員は会員資格の継続を希望する場合、登録料と会費を支払うことにより、優先的に会員の資格を取得できます。当施設は会員の退会等で欠員が生じ定員に満たない場合のみ新規会員を募集するものとします。

第12条（会員の種別）

会員制クラブの会員種別は別表1に定めるとおりとします。

- 2 当施設は、会員種別を新設、変更または廃止することがあります。

第 13 条（諸費用）

会員制クラブの登録料、会費、および施設利用料等は別途利用のご案内で定めます。

- 2 会員は、新規入会時および会員資格更新時に、当施設指定の方法で会員種別に応じた登録料および会費を一括で納めるものとします。
- 3 既納の登録料、および施設利用料は、事由のいかんを問わず、返還しません。
- 4 既納の会費は、次の場合を除き、返還しません。
 - (1) 第 21 条により、会員制クラブを廃止する場合。
 - (2) 年会員が、会員資格の有効期間を 6 か月以上残した段階で退会の申し出を行った場合。この場合、会員種別ごとに年会費から、半年会員の会費に相当する金額、および返金手数料を控除した残額を返還します。

第 14 条（会員制クラブの入会資格）

会員制クラブの入会資格は、次のとおりとします。

- (1) コープこうべの組合員または同居の家族であること。
- (2) 第 12 条に定める各会員種別の条件に該当すること。
- (3) 本規約、および当施設の定める諸規則を遵守することに同意していること。
- (4) 過去に当施設または他社の運営するスポーツクラブ等から除名またはこれに類する処分を受けたことがないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと。
- (6) 刺青・タトゥーをしていないこと。
- (7) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと。
- (8) 医師から運動または入浴を禁じられていないこと。
- (9) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当施設が好ましくないと判断する事項がないこと。

第 15 条（入会申込の手続き）

第 14 条に定める入会資格を満たし、会員制クラブに入会を希望する方は、本規約および当施設が定める諸規則に同意のうえ、所定の申込書に記入し事務局に申し込むものとします。

- 2 入会希望者が未成年者の場合は、親権者の同意を得ることとし、親権者は本規約および当施設の諸規則に定める会員としての義務を、受講者に遵守させる責任を負うものとします。
- 3 入会申込者は、事務局が入会承諾の通知後 10 日以内に第 13 条にもとづく利用のご案内に定める登録料・会費を納めなければなりません。
- 4 前三項にかかわらず、入会希望者がコープこうべの他事業のご利用を含め、過去に商品・サービスの利用代金等の支払い延滞や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、

円滑なサービス提供に支障があると考えられる場合には、入会をお断りすることがあります。

第16条（会員証）

第15条の手続きを完了した方を会員制クラブの会員とし、会員証を交付します。会員はテニスコートの利用時は会員証を事務局に提示しなければならないものとします。

2 会員証はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第17条（会員資格の譲渡・貸与の禁止）

会員制クラブの会員資格はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第18条（会員資格の喪失）

会員は次の事由により資格を喪失します。

- (1) コープこうべ組合員の資格を喪失したとき
- (2) 会員資格の有効期間が満了したとき
- (3) 会員自身の退会申し出があったとき
- (4) 第19条により除名されたとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 第21条により会員制クラブを廃止したとき

2 前項の場合、会員はすみやかに会員証を当施設に返還しなければなりません。

第19条（除名）

会員が次の各号の一つに該当した場合、当施設は、その会員を除名することができます。

- (1) 本規約のほか、ご利用の案内等の記載事項、あるいは館内諸規則に違反した場合
- (2) 当施設の名誉を傷つけ、秩序を乱し、または他の利用者に迷惑をおよぼすなど、会員としてふさわしくない行為をした場合
- (3) 会費等の支払いを怠った場合
- (4) 第30条第1項第1号から第10号までに該当する行為を繰り返した場合
- (5) 第14条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って会員資格を取得した場合
- (6) 前各号のほか、会員としてふさわしくないと当施設が認めた場合

第20条（ビジター）

当施設の施設利用に余裕があるとき、会員は会員以外の組合員をビジターとして同伴することができます。同伴人数と1日の受け入れ数は利用のご案内で定めます。

2 前項の場合、ビジターは当施設の定める使用料金を納入するものとし、ビジターは本規約および当施設が定める諸規則を遵守しなければなりません。

第 21 条（会員制クラブの廃止）

当施設は、第 8 条に定める場合のほか、やむを得ない場合は会員制クラブを廃止することができ、その場合、全ての会員はコープこうべが定める会員制クラブ廃止日において、会員資格を喪失するものとします。またこの場合会員は異議を唱えないものとします。

- 2 前項の事由により会員制クラブを廃止する場合は、災害等やむを得ないときを除き、6 カ月前までに告知するものとします。
- 3 会員制クラブ廃止日の翌月以降の会費については月割り計算で清算し返還します。

第 4 章 ジュニア育成会員

第 22 条（ジュニア育成会員）

第 12 条に定める会員種別とは別に、ジュニア育成会員制度を設けます。

- 2 ジュニア育成会員の対象、会員資格の有効期間は別表 2 に定める通りとし、クラスで定める利用時間に、コーチによるテニス指導を受けることができます。

第 23 条（ジュニア育成会員の諸費用）

ジュニア育成会員月会費等は別途利用のご案内で定めます。

- 2 月会費は、毎月当月分を当月 5 日（5 日が金融機関休業日の場合、翌営業日）に、入会時に登録した金融機関の口座からの振替により、支払うものとします。ただし、入会后初回の支払いは入会時に現金で、また金融機関口座振替の登録手続きが完了するまでの期間は当施設の指定する方法で支払うものとします。
- 3 既納の月会費は事由のいかんを問わず返還しません。

第 24 条（ジュニア育成会員の入会資格）

ジュニア育成会員の入会資格は、次のとおりとします。

- (1) 別表 2 に定める各会員種別の条件に該当すること
- (2) 入会希望者が第 14 条（会員制クラブの入会資格）の第 1 号、および、第 3 号から第 9 号に該当すること、また入会希望者の親権者が第 14 条第 1 号、第 3 号から第 6 号、および第 9 号に該当すること

第 25 条（ジュニア育成会員入会申込の手続き）

ジュニア育成会員に入会を希望する方は、本規約および当施設が定める諸規則に同意のうえ、所定の申込書に記入し事務局に申し込むものとします。

- 2 入会希望者が未成年者である場合には、入会にあたり親権者の同意を得ることとし、親権者は本規約および当施設の諸規則に定める会員としての義務を、受講者に遵守させる責任を負うものとします。
- 3 入会時には、第 23 条に定める月会費の振替に利用する金融機関の口座の登録が必要です。
- 4 前三項にかかわらず、入会希望者あるいは入会希望者が未成年者である場合はその親権

者がコープこうべの他事業のご利用を含め、過去に商品・サービスの利用代金等の支払い延滞や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、円滑なサービス提供に支障があると考えられる場合には、入会をお断りすることがあります。

第 26 条（退会）

ジュニア育成会員が退会を希望するときは、退会を希望する月の前月 15 日までに、当施設所定の手続きをとるものとします。この場合、退会希望月の末日をもって、退会とします。

第 27 条（その他）

第 3 章会員制クラブの条項のうち、次のものはジュニア育成会員制度に準用するものとします。

- (1) 第 16 条（会員証）
- (2) 第 17 条（会員資格の譲渡・貸与の禁止）
- (3) 第 18 条（会員資格の喪失）

但し、同条第 1 項 1 号は、会員の親権者が生協組合員資格を喪失した時を含みます。

- (4) 第 19 条（除名）

但し、同条第 5 号は、会員の親権者が第 14 条第 1 号、第 3 号から第 6 号、および第 9 号に該当した場合を含みます。

- (5) 第 21 条（会員制クラブの閉鎖）（第 3 項を除く）

第 5 章 テニススクール

第 28 条（テニススクール）

当施設に会員制のテニススクールを設置します。テニススクールに関するルールは、別途芦屋シーサイドテニスインドアテニススクール規約に定めます。

第 6 章 利用

第 29 条（諸規則の遵守）

会員制クラブ会員、ジュニア育成会員、テニススクール会員、または会員外の利用者等、当施設のすべての利用者（以下「利用者」という）は、本規約のほか、ご利用の案内等の記載事項、ないし館内諸規則を厳守しなければならないものとします。

第 30 条（禁止事項）

利用者は、当施設において、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 酒類の持ち込み、飲酒、酒気を帯びての施設利用
- (2) 他人の施設利用を妨げる行為
- (3) 許可なく施設内を撮影すること
- (4) 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をするこ

と

- (5) 他人を誹謗、中傷する行為
 - (6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為
 - (7) 動物、危険物等、他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを館内に持ち込もうとすること、または持ち込むこと
 - (8) 指定場所以外での喫煙
 - (9) 当施設スタッフの指示に反する行為
 - (10) その他、施設内の秩序を乱す行為
- 2 当施設は、利用者が前項各号の一つに該当するとき、または第 14 条 4 号から 8 号に反することが判明した場合は、入場または施設利用を禁止し、退場を指示することができるものとします。

第 31 条（免責事項）

当施設内で、利用者あるいは第三者が負傷する事故が発生した場合、当施設は、当施設の故意・過失による場合を除き、責任を負いません。

- 2 利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決するものとし、当施設は一切の責を負わないものとします。

第 32 条（紛失・盗難等）

当施設は、当施設内で利用者の携行品の紛失や盗難が生じた場合、当施設の故意または過失による場合を除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

第 33 条（利用者の損害賠償責任等）

利用者は、自己の責に帰すべき事由により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとします。

第 7 章 雑則

第 34 条（個人情報の取扱い）

当施設は、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびコープこうべが別途定める「コープこうべ個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うものとします(<http://www.kobe.coop.or.jp/privacy/>)。

第 35 条（本規約の改正・変更）

当施設は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のため必要がある場合は、本規約を変更することができます。この場合、当施設の利用条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 前項の場合、当施設は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容および変更の効力

発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは施設内への表示など、当施設が定める方法により、利用者への周知を図ります。

(附則)

本規約は、2021年4月1日から発効します。

別表1

会員の種別		入会の条件	施設利用区分
正会員	年会員	生協組合員とその家族（家族とは同居する配偶者および1親等親族に限る）	芦屋シーサイドテニスの休日を除く営業時間内
	半年会員		
家族会員	年会員	正会員一人につき1人とする。但し正会員の配偶者または1親等親族に限る	同上
	半年会員		
平日会員	年会員	生協組合員とその家族（家族とは同居する配偶者および1親等親族に限る）	芦屋シーサイドテニスの休日および土曜・日曜・祝日を除く平日営業時間内
	半年会員		
学生半年会員		生協組合員とその家族で、18歳以上の学生（家族とは同居する配偶者および1親等親族に限る）	芦屋シーサイドテニスの休日を除く営業時間内

別表2

会員の種別	入会の条件	施設利用時間	会員資格の有効期間
小学生会員 中高大会員	生協組合員の家族（家族とは同居する配偶者および1親等親族に限る）で、小学生、中学生、高校生、大学生	日曜日を除く、クラスで定められた時間	退会の申し出がない限り1カ月ごとの自動更新（卒業、退学等で入会の条件を満たさなくなった場合や、除名等により会員資格を喪失した場合を除く）
プレーヤーズ会員	生協組合員の家族（家族とは同居する配偶者および1親等親族に限る）で、大会出場を目指す、小学生、中学生、高校生、大学生	日曜日を除く、クラスで定められた時間	

★2021年2月10日改訂